

「テレワーク活用ネットワーク会議」設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、「テレワーク活用ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 ネットワーク会議は、事業者、学識経験者及び行政等が連携・協力し、ワーク・ライフ・バランスの実現、育児・介護と就労の両立支援及び障がい者の就労支援等のため、テレワークの推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、テレワークの推進に関することについて検討や提言を行う。

(構 成)

第4条 ネットワーク会議は、前条の業務を行うため必要な見識を有する者を、別紙に掲げる委員をもって構成する。

2 ネットワーク会議には、会長1名、副会長1名を置く。

3 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が定める。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

5 会長は、必要と認める場合は、ネットワーク会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 委員の出席が困難な場合は、代理の出席を認めることができるものとする。

(会議運営)

第5条 会長は、ネットワーク会議の議事を運営する。

2 ネットワーク会議は、必要に応じ年に3回程度開催する。

(事務局)

第6条 事務局は、徳島県生活環境部労働雇用政策課に置く。

(委員の謝金)

第7条 委員の謝金は、徳島県の規定に準じて支払う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年8月22日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年5月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

この要綱は令和6年4月1日から施行する。